

まつもとほうじん

平成28年
(2016年) 1月号
第492号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

ふるさとの宝

次代へのおくりもの



- 主な記事 -

税務署長・会長新年ご挨拶.....	2頁
税に関する作文コンクール.....	3頁
税務ポイント.....	4頁
労務レポート.....	5頁
皆さんこんにちは・小林桂三氏.....	6頁
頑張ってます・古畑美久さん.....	6頁
ふるさとの宝 等.....	7頁
職場のメンタルヘルスはやる気の特効薬.....	8頁
1月の予定、部会便り 等.....	9頁
当会役員・監事年賀.....	10頁
会員福利厚生制度PR.....	11頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、投稿川柳、あとがき.....	12頁
冬期特別研修会(2/19開催)のお知らせ.....	付録
会員親睦ポウリング大会参加者募集.....	付録

鈴木鎮一記念館コンサート (松本市)

スズキ・メソードの生みの親である鈴木鎮一先生のご自宅は、現在鈴木鎮一記念館（松本市旭）として市民に開放されています。この記念館を会場として年に4回クラシックコンサートが開催されています。一流の演奏家が出演する定期演奏会を無料で聴けるとあって、遠方からもクラシックファンが訪れ会場はいつも盛況です。（表紙の写真は27年10月に開催されたラミー弦楽四重奏団の演奏風景）（関連記事7頁に掲載）

（大沢利充編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当



松本税務署長 中村一雄

平成 28 年

謹 賀 新 年



一般社団法人松本法人会 会長 神澤陸雄

平成28年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人松本法人会の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

神澤会長はじめ皆様方には、法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり、格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るための各種研修会や講演会を開催されているほか、企業や地域社会の健全なる発展に大きく寄与されています。今後も会長はじめ役員の方を中心、会員企業や地域社会の健全な発展に一層貢献されますようご期待申し上げます。

さて、法人会の皆様に周知広報いただきました、社会保障・税番号制度（いわゆるマイナンバー制度）につきましては、昨年10月以降、個人番号・法人番号の通知が行われ、国税分野においては、いよいよ本年から使用が始まります。法定調書につきましては、平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから、法人税・消費税の申告につきましては、平成28年1月1日以降に開始する事業年度・課税期間に係る申告書から記載を行っていただくことになっております。その他にも、国税分野ではこの番号を記載していただく書類がございますので、お間違いのないようお願いいたします。

また、e-Taxの普及・利用拡大につきましても引き続き重要課題として取り組んでおります。松本法人会におかれましても、普及・利用拡大にご尽力をいただいております。改めて皆様に深く感謝申し上げます。源泉所得税の徴収高計算書や法定調書合計表の提出、または、ダイレクト納付による国税の納付及び納税証明等の申請など、より一層のご利用をお願い申し上げます。

年も改まり、間もなく平成27年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。e-Tax利用に加えまして、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」も大変便利になっておりますので、ぜひ、従業員の方々が提出する所得税の還付申告等での利用をお勧めいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本年が一般社団法人松本法人会会員の皆様にとりまして幸多き年となりますよう祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の運営にあたりまして、深いご理解と絶大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。27年度もお陰様で、これまで予定いたしました当会の基本事業であります税務研修会や企業経営に資する研修会、租税教育活動や献血活動、奉仕活動といった社会貢献活動に加え、創立40周年を迎えた青年部の各種記念事業も無事に終了し、会長としての責務を果たすことができたものと考えております。

これもひとえに会員の皆様をはじめ、税務ご当局や関係団体各位、地域の皆様方のお力添えの賜物と改めて深く感謝申し上げます。今後もこうした活動を通じて、会員企業、そして地域社会のお役に立てるよう目指して参りたいと考えておりますので、皆様におかれましては引き続き、各種行事へ積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

さて、現在、我が国の経済は政府の積極的な経済政策が一定の成果をあげ、雇用や所得環境面での改善が見られるとともに、個人消費も底堅く推移し、大企業を中心に景気は好循環サイクルに入っているといわれていますが、そうした状況は一部の企業や大都市に限られており、大部分の企業や地域では、いまだに実感がございません。さらに、海外に目を向ければ、中国経済の減速や米国の金融政策の行方、さらに中東・アフリカ地域の政情不安、欧州難民問題など、日本を取り巻く外部環境は不確実性を増しております。政府には全ての国民が安心して豊かな生活を送れるように、とりわけ地方創生の取り組みを深化させつつ、多角的で実効性のある戦略を打ち出し、好循環の輪が地域の経済と雇用を担う地方企業にまで広がるよう力強いリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

そのような中ではございますが、当会はこれからも税のオピニオンリーダーとして、税制改正に関する提言活動、租税教育等の啓発活動、そして基本事業であります税務研修会、企業経営に資する研修会の開催などの活動を積極的に展開していく所存でございますのでどうぞ宜しく申し上げます。

新しい年を迎えるにあたり、会員企業と関係者各位、そして地域の皆様方のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

税に関する 作文 コンクール

関東信越国税局長賞

「人々の笑顔は税金から」

松本市立清水中学校 三年 堀内 晟彦

この夏、僕の家には市の資産税課の職員が家屋調査にやってきた。固定資産を評価するため、家の中や外の構造、材、寸法などを丁寧に測定し、最後に税金について説明をして下さった。家などの不動産を所有すると不動産取得税を県に納める必要がある。それだけでなく、毎年かかるものとして固定資産税と都市計画税があり、これらは松本市に納めるものだとして教えてくれた。僕の家は建った場所が市街化区域に該当するため、都市計画税も課税されるそうだ。その後、母から土地を取得し家を建てるという流れの中で、消費税や印紙税、土地や建物を保存登記する際の登記免許税といった税があり、それらを全て納めてきたことを知った。

家を建てるということだけで、これほどの税金を納めなければならないのかと、僕は正直驚いた。しかし今、新しい家で暮らし始め、借家とは違い、とても落ち着いた生活が出来ている事に気付く。家の前には市が管理してくれる公園の芝生や木々の緑が広がる。丁寧に管理して下さっているため、夏になると市街地にありながらも蝉やトンボやチョウといった昆虫がたくさんやってくる。毎日この公園の遊歩道を歩いて登下校する際、とても恵まれた環境だなと実感する。

家を建てるということは、この松本という街に根を下ろすということだと考える。この地に根をはれば、当然ながら生活を営

む際に必要となる水分や栄養素を根から吸い上げ吸収する。そうしなければ僕らの生活は成り立たない。潤いが次第になくなり、枯れはててしまうはずだ。では、この養分は誰が提供してくれるのか。もちろん国や各自治体である。国や自治体は日々よりよい環境や、よりよい暮らしを目指して働いてくれている。そのお陰で僕たちの今の暮らしがあるのだ。では養分と何か。この養分こそが税金だと考える。つまり、税金は僕たちがこの国に、この街に根付いて暮らすために必要不可欠な栄養を創り出してくれる源であり、税金がなければ、この街の自然や環境、暮らす人々の笑顔は失われてしまうのだ。

今回、家を建てて気付いたことは、僕はこの松本という街が好きだということ。だからこそ、自分や家族だけでなく、この街に暮らす、すべての人々が安心して、根付いて暮らせる街であってほしいと思う。その街づくりのために税金を納めるのであって、その額が公平になるよう職員の方が一軒一軒まわって、目で見て評価していることを知った。税金によって安心して生活するための様々なサービスをみなで享受できる今の社会の仕組みに感謝し、この仕組みを守っていけるような大人になりたいと強く感じた夏休みとなった。

松本市では新築の際、記念樹をプレゼントしてくれるそうだ。これも税金の恩恵だ。隣接する市の森に溶けこむ樹を植えたい。

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⁹⁴〕印紙税その12

印紙税の還付制度について

Q 誤って納付した印紙税の還付は可能でしょうか。

A 契約書や領収書などの課税文書に、誤って過大な金額の収入印紙を貼ってしまったり、不課税文書に誤って貼ってしまった場合には、印紙税の過誤納金として還付してもらうことができます。

還付の対象となるのは次の場合です。

請負契約書や領収書などの印紙税の課税文書に貼り付けた収入印紙が本来の課税金額より過大となっているもの

例) 印紙税額が1万円のところ、2万円の収入印紙を貼ってしまった

委任契約書等で印紙税の課税文書に該当しない文書に、誤って収入印紙を貼りつけたもの

例) 課税対象でない建物の賃貸借契約書に収入印紙を貼ってしまった

印紙税の課税文書に収入印紙を貼ったが文書を使用する見込みがなくなったもの

例) 契約書を作成したが内容に不備があり再作成することになった

注 契約締結前であることが前提。先方と当方が署名押印すると契約が締結されたものとなり還付不可

収入印紙は印紙税の納付のみでなく、登録免許税や国への手数料の納付にも利用されています。したがって例えば登録免許税や特許手数料などを納付するために収入印紙を貼り付けた場合には、たとえ誤って貼りつけた場合でも印紙税法による還付の対象とはなりません。

還付を受ける場合には、まず、印紙税について過誤納の事実があることについて所轄税務署長の確認を受けなければなりません。それには、「印

紙税過誤納確認申請書」を納税地の税務署長に提出するとともに、印紙税が過誤納となっている文書を提示することが必要です。この場合の納税地は、文書の種類や記載内容などによってそれぞれ異なる場合があります。

「印紙税過誤納確認申請書」の用紙は税務署に用意してあります(国税庁ホームページから入手することもできます)。したがって、印紙税の過誤納金の還付を受けようとする人は、印紙税が過誤納となっている文書と印鑑(法人の場合は代表者印)を税務署に持参すればよいようになっています。税務署長は、提示された文書について印紙税の過誤納を確認した場合、その文書に貼られている印紙に「過誤納処理済」等と表示した印を押して返戻するほか、過誤納金を還付することになります。この場合、還付は現金を直接渡すことはしないで、銀行口座振込あるいは郵便局を通じて送金となるため、受け取るまでに若干の日数がかかります。

印紙税を含めた国税に係る過誤納金の国に対する請求権は、その請求することができる日から5年を経過することによって消滅します(国税通則法第74条第1項)。

したがって、還付についての確認申請書及び過誤納の事実を証するために必要な文書その他の物件を全て備えて納税地の所轄税務署長に提出及び提示した時を基準として、5年を経過しているかどうかにより判断することになります。

請求することができる日とは、例えば印紙納付の方法であれば印紙を貼りつけた日です。5年を経過すると還付請求はできなくなりますので注意が必要です。

〔参考〕収入印紙の交換制度

汚損し又は毀損(きそん)されていない収入印紙は、郵便局で1枚につき5円の手数料を支払うことにより他の額面の収入印紙と交換することができます。

なお、収入印紙を現金に交換することはできませんのでご注意ください。

(税制委員会：二木正文、忠地祐一、川窪光弘
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会松本支部)

労務レポート

職場の上司が知っておくべき労働法規等

社会保険労務士 高 砂 礼 次



企業における管理監督者とは、労働基準法第41条第2号では労働条件の決定、その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者をいい、労働基準法で定められた労働時間、休憩、休日の制限を受けないとされています。従いまして職務内容、責任と権限、勤務態様、賃金等での待遇で一般労働者と相応の違いがあり、経営者に近い立場の者をさします。ただし、管理監督者といえども労働基準法で保護される労働者に変わりなく労働基準法にて保護されており、違反があれば企業は罰金刑等に処される場合もあります。(労基法第37条等)

今回のレポートでは、法律的な「権限・待遇等」を見るのではなく、職務として、日々、部下の労務管理に責任を持つ管理監督者として知っておくべき労働法規等についてお伝えしたい6つのポイントを下記に明記いたします。

(1) 残業管理

労働基準法第36条(その2「時間外労働の限度に関する基準」等)が基本的な考え方となっております。多くの場合残業は上司の指示命令によって行われます。管理監督者は残業に伴う割増賃金による経費の増大を抑えると共に、従業員の健康管理(労働安全衛生法第66条の8,9)に責任を持つこととなります。従業員の代休、振替休日の決定も含めて、労働時間の管理は重要な職務です。

(2) 有給休暇管理

日本では有給休暇の消化率が50%弱と言われて久しいですが、近年は使い易いように半日年休等(2回で1日分)を取得可能にしている企業も多いようです。又5日を限度として時間当たり年次有給休暇の取得も法律改正で可能になっています。平成27年2月3日付政府方針では従業員に年に5日程度年休取得義務付けが示されました。政府案では年休取得時季について従業員の希望を聞き決定する責任が企業にはあるとされています。ただし、従業員からの希望日が業務の正常な運営を妨げる時(繁忙期など)には、企業には時季変更権があります。ただ、年次有給休暇は従業員の権利ですので従業員が有益に利用できるよう、日頃からコミュニケーションを深め、お互いが納得できる休暇取得を心掛けたいものです。

(3) 職務専念義務管理

基本的なことですが、管理監督者は従業員をしっかりと業務に専念させなければなりません。まずは従業員が仕事を理解し集中することでイノベーションがス

タートします。従業員が同じ目的を共有し集中することで業務速度は加速しますが、逆の場合は負の加速になります。ただし、大切なことは人間の脳の処理能力は、長時間労働かつ過度の緊張状態ではオーバーワークで鈍化します。ですから、上記(1)・(2)の管理を含め、上司にとって従業員が集中して仕事に取り組めるよう管理していくことが重要な職務となります。

(4) コンプライアンス管理・評価の公平性

昨今、企業には「コンプライアンス=法令順守」が強く求められます。管理監督者として組織内で徹底させなければなりません。ただし、“性悪説”に基づき、従業員を疑い制度化するのではなく、“つつい魔が差してしまう”ということは往々にしてあるので、従業員を守るためにもダブルチェック体制等を取り入れるという気持ちで取り組みを強化したいものです。

また、部下の仕事・人物評価を客観的にして部下がどう評価されようと思心するように、公明正大な評価の仕組みを制度面で準備すること、また、管理者本人が公平な目と心を持っていることが大切な人格、能力となります。

(5) 健康保持増進の為の措置

労働安全衛生法では労働時間の長さ、ストレスチェック等、メンタルと労働時間との関係を重視しています。また、後述のように各種ハラスメントの問題も起きており、時代と共に様々な新しい問題が生まれています。従業員が心身ともに健康に、しっかりと能力を発揮できるよう管理監督者に求められる責任も大きくなってあります。

(6) ハラスメントに関する職場の認識と廃絶

最後に各種ハラスメントです。パワー、セクシャル、モラル、マタニティ、エイジ等対象が広がっています。これは、部下の心身の健康や、モチベーション、(3)職務専念に大変影響があります。管理監督者は何が問題に相当するのか把握しておくことが肝要です。知って、理解して、連携して会社からこうした問題を無くしていかなければなりません。

管理監督者ご自身の長時間勤務や、過度にストレスによって健康を害する事のないように留意され益々のご活躍を願っています。

高砂社会保険労務士事務所

〒399-0703 塩尻市広丘高出2226-10 TEL・FAX 0263-54-2690



皆さん
こんにちは♪

川越印刷 株式会社
松本市城西

相談役 小林 桂三氏

「売手よし 買手よし 世間によし」

川越印刷(株)の先代(5代目)社長で、現在相談役の小林桂三氏にお話を伺いました。

まず「川越」という社名についてお尋ねすると、小林さんのご先祖は梓川花見(けみ)の地で造り酒屋を営まれてきた家系で、その屋号が「川越」だったそうです。明治36年に現在の印刷業を始める際に初代小林甲子次郎氏が屋号を継いで「川越活版所」を松本市大名町に創業されたという歴史がございました。その後、社名や所在地が現在のものとなり100年以上の歴史を刻む老舗企業として長野県から認定されております。

「人のために尽くすことはやがて自分のためになる」「売手よし 買手よし 世間によし」こうした近江商人の格言を小林さんは大切にしております。商売だけでなく、社会活動に取り組むことも重要とし、法人会や商工会議所の役員さらには裁判所の調停委員を長らく務められ、その足跡は優しい笑顔に表れておりました。

ご商売については現在ご子息が6代目を継がれ、相談役としてその姿を見守られている小林さんですが「時間がとれば四国歩き遍路に行きたいけれど、所要日数は何日かかるかな」と夢を語って下さいました。

(川船昌子編集委員)

今年もよろしく
願います。
けんた



頑張ってます!!

『自ら考え行動』

有限会社 花岡電子
山形村

古畑 美久さん

(有)花岡電子は山形村で、

カードリーダー(ATM等のカードを読み取る部分)の組立をしております。女性が中心の企業で社長さんは社員が自主的に運営する会社作りを心掛けてきたそうです。

そうした会社の舵取りをしている社員の一人が古畑さんです。社長を慕って当社に入社され今年で7年目。主な仕事は製品の組立と検査です。やる気があって難しい仕事にも自ら挑戦しています。古畑さんを始めとして当社の社員は社長さんの期待通り自ら考えて行動している印象を受けました。

古畑さんに、日頃仕事で気を付けている点をお尋ねすると「チームで仕事をしているので次の人にちゃんと仕事を渡すこと。社内の信頼関係です。」とのこと。取引先に対しては「当たり前のことですが、納期を守ることとNGが出ない品質管理には特に注意を払っています。」という答えが返って来ました。

繁忙期には自ら進んで休日出勤もされるという古畑さん、時間がある時は映画鑑賞でリフレッシュしているそうです。ハキハキ、キビキビして、最後まで笑顔を絶やさない明るい女性でした。

(大沢利充編集委員)

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社: 〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所
社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



どこでも申告・納税
インターネットタックス(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

ふるさとの宝

次代へのおくりもの

213

～スズキ・メソード発祥の地で～

鈴木鎮一記念館コンサート(松本市)

「どの子も育つ、育て方ひとつ」の理念のもと、幼児期にクラシック音楽を通じて感性と能力を育てるスズキ・メソードを提唱し世界で活躍する音楽家を多数育成した鈴木鎮一先生。鈴木鎮一記念館は松本市名誉市民である鈴木先生が昭和26年から平成6年まで住まれた邸宅です。当時の有賀松本市長がザルツブルクにあるモーツァルトの生家のように、鈴木先生の自宅を記念館としてそのまま残したいとの気持ちを反映し、生活していた当時のままで記念館となりました。



この記念館の展示室で鈴木先生の偉業を偲び、楽都松本の象徴の一つとして開催されるのが記念館コンサートです。1996年の記念館開館以来、年に4回、通算80回の歴史を刻んできました。各地で活躍するスズキ・メソードで学んだ一流の音楽家の演奏を無料で、身近に聴けることから大変人気がございます。

昨年10月に開催されたコンサートでは、結成30年以上の歴史を誇るラミー弦楽四重奏団による演奏が行わ

れました。演奏者の壁瀬さんは「1994年まで鈴木先生がお住まいになっていた記念館はスズキ・メソード出身者であれば聖地。この地で演奏させていただくことはとても名誉で光栄なことです。演奏中は鈴木先生の息づかいを感じながら一音一音大切に演奏することを心掛けました」と仰るなど、演奏家にとっても特別な機会のようなようです。

音楽を通じて心豊かな人間を育てるという鈴木先生の志は現在世界46カ国に広がりを見せております。その発祥の地が松本にあり、良質な音楽を身近に提供してくれ

るコンサートが毎年行われていることは大変貴重なことだと思います。

次回コンサートは平成28年4月17日(日) 東京交響楽団ソロ・コンサートマスターを務めるバイオリニスト大谷康子さんによる演奏会を予定しているそうです。
(大沢利充編集委員)

お問い合わせ

鈴木鎮一記念館 電話0263-34-6645

コンサート会場(記念館)には駐車場がないために、旭町小学校に車の駐車をお願いしております。

青年部コーナー

12月例会開催報告

12月17日(木) 松本市波田商工会にて12月例会を開催いたしました。(担当第三委員会：深澤和紀委員長) 講師に心書家の吉野浩さんを迎え、【心書講座】を開催。筆ペンを使い、形式にとらわれず自由に自分だけの作品を作りました。ご参加ありがとうございました。



女性部コーナー

新年特別例会 ご案内

女性部では下記により新年特別例会を開催いたします。

日時 28年1月21日(木) 午後3時～6時

内容 「なりたい私」「理想の自分」発見～女性の髪のお悩み解決～ 新年食事会

講師 橋本京子さん(シャンゼリゼ美容室)

会場 深志神社「梅風閣」

会費 4,500円

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

職場のメンタルヘルスは やる気の特効薬

雇用問題コメンテーター

長嶋 俊三

●高齢者もメンタルヘルスの対象に

現代人は恐竜時代の古代人とまったく変わっていない。恐竜というストレスが生産システムに変わっただけだ。このストレスに勝つ方法は、逃げるか戦うかしかない。産業医が語った言葉だ。ある会社では、1日2回、ラインから離れることをすすめていた。職場のメンタルヘルスは、かつては若年者の職場適応といった問題のなかで推進されてきたが、70歳雇用時代においては若年者だけでなく、高齢者や主婦パートも対象になってきているのである。しかも、ストレスは人事、賃金、働き方、職場環境などに絡んでくるため、その解消は、やる気に直結するので業績を左右する重要な課題なのである。

●ベテランを心理相談員に

厚生労働省が発表した「高年齢者の雇用状況調査」によると、従業員31人以上約15万社のうち条件つきを含めて70歳以上でも働ける企業は約3万社、20%にのぼり、65歳以上まで働ける企業は72%となっている。人手不足もあるが、高齢者が貴重な戦力として位置づけられていることがわかる。広島県にある大型機械の梱包会社では、一品生産のためベテランが多く、このため健康管理を保健指導、運動指導、栄養指導および心理相談の4本柱とするトータルプログラムを導入している。この心理相談には、人望の厚いベテラン従業員が心理相談員に任命され、若い従業員の仕事、生活

面で適切なアドバイスをする一方で、高齢者の生活設計や生活不安についても相談に応じている。

●解消のポイントは、働き方、賃金、面白さ

メンタル的な人事施策の新たな方向として、育児休業、介護休業、男女共同参画などが打ち出されているが、高齢者、主婦パートを対象にした施策は、勤務時間、賃金、仕事の面白さである。働く時間については、自分が働きたい時間に働きたいというのは多様化した時代では当然で、ワークシェアだけでなく、若者が勤務しながらない深夜、土日を高齢者のウイークデーとする企業も増えている。なかでも賃金はストレス解消の特効薬だが、やはり仕事に必要な技能、資格などを社員に明示しクリアすれば昇給する能力に応じた賃金ということになる。最近では、工場などにも主婦の姿が当たり前だが、そのストレスは面白い仕事をしたくないということ。実は軽作業は判断力のいらないつまらない仕事になってしまう。これを解消する方法として、機械の多台持ちや工程すべてを担当させる自己完結システムの導入も多くなっている。これからの人事管理はメンタル面からの対策も必要だ。

[筆者紹介]

長嶋俊三（ながしま・しゅんぞう）1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より（財）高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinko.co.jp/

責任と信頼を形で残し地域社会に貢献します

 **清沢土建株式会社**

〒399-0744 長野県塩尻市大門駅西1059-3
TEL:0263-53-5400 FAX:0263-53-5330

1月の予定

6日税制委グループ会議、納税関係団体連絡協議会
 13日総務委員会 15日正副会長会・役員会、合同委員会・賀詞交換会 21日女性部新年特別例会 27日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/12月決算法人対象）
 1月27日(水) 午後2時より 大同生命松本ビル1階会議室

青年部・女性部 部員募集中!!



詳しくは事務局までお問い合わせ下さい

第94回 税制勉強会開催のお知らせ

『法人税等の誤り易い事例とそのチェックポイント』

本年度3回目となります税制勉強会を下記要領にて開催いたします。

日時 平成28年2月3日(水) 午後2時開始
 会場 大同生命松本ビル1階第一会議室
 内容 「法人税等の誤り易い事例とそのチェックポイント」

講師 松本税務署 小林副署長

受講料 無料

お申込 事務局まで(0263-35-8080)

大勢の皆様のご参加をお待ちしています。

部会便り

波田部会・奈川部会 合同懇親会が開催されました!

12月11日(金)
 波田部会と奈川部会の有志にお集まりいただき合同懇親会が開催されました。近くの部会同士がより一層関係



を深めようと、昨秋初めて奈川地区で懇親会を行い、今回は波田地区での開催となりました。

こうした繋がりが、より一層広がり法人会活動を盛り上げていただければ幸いです。

塩尻部会・社会貢献活動報告



吉田部会長(左)へ山田塩尻市教育
 長より感謝状贈呈

を訪問し、各中学校に5万円の寄付と「クイズ税金百科」収録DVDを寄贈しました。

吉田部会長は、「若いころから税の大切さについて関心を高めてほしい」と各中学校でお話しされ、

塩尻部会では社会貢献活動事業として平成27年11月27日(金)に塩尻市内中学校5校(両小野中学校・塩尻中学校・塩尻西部中学校・広陵中学校・丘中学校)

今後の租税学校教育に活用していただきたいと寄附寄贈を行いました。

また、小中学校への寄附は今年で3年目を迎え、全学校訪問しました。この活動に対し、塩尻市教育委員会山田教育長より当部会に感謝状が贈呈されました。

塩尻部会 会員親睦研修旅行のご案内

塩尻部会では、今年度も親睦研修旅行を開催します。今回は、「食べて笑って!! 大阪の旅」を企画いたしました。皆様、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

【旅行概要】

開催日：平成28年2月28日(日)~29日(月) 1泊2日の旅

旅行先：大阪方面

- 1日目 「西村屋たじま路」石焼ステーキ膳ランチ 神戸の中華街「南京町」散策 「海遊館」見学 夕食「たよしとんぼり店」
- 2日目 「通天閣・新世界」散策 笑いの殿堂「なんばグランド花月」

宿泊先：アークホテル大阪心斎橋(シングル)

定員：20名(先着順：定員になり次第締切)

対象：塩尻部会の会員及び会員事業所の従業員等
 締切：1月15日(金)

参加費：28,000円

その他：旅行案内や申込書、また、参加ご希望の方は塩尻部会事務局までご連絡ください。

ご案内を郵送させていただきます。

【塩尻部会事務局(塩尻商工会議所内)

電話：(0263) 52 - 0258 担当：太田】



頌 春

平成 28 年
(2016年)
()内は選出部会

「消費税申告一 声運動実施中」

会長 神 澤 陸 雄	副会長・厚生委員長・穂高部会長 高 橋 秀 生	副会長・総務委員長 藤 澤 繁 雄	副会長・組織委員長 滝 澤 文 雄	副会長・広報委員長・芳川部会長 塚 田 哲 夫
副会長・研修委員長 花 岡 貞 夫	副会長・波田部会長 百 瀬 衛 貴 男	副会長・塩尻部会長 吉 田 詔 一	副会長・税制委員長 百 瀬 幸 子	副会長・豊科部会長 高 山 政 登
副会長・川手部会長 岩 垂 直 次	常任理事・青年部長 伊 藤 修	常任理事・女性部長 作 田 永 子	常任理事 中 條 功	常任理事・城西部会長 田 中 鈴 生
常任理事 松 下 正 樹	常任理事(西部) 今 井 繁	常任理事(南松本) 島 宏 幸	常任理事・厚生副委員長・東部部会長 森 田 章 敬	常任理事・南部部会長 高 田 立 雄
常任理事・総務副委員長 篠 田 徹	常任理事・研修副委員長 上 條 栄 規	常任理事・組織副委員長・南東部会長 田 内 光 一	常任理事・広報副委員長 浅 川 琢 夫	常任理事・税制副委員長 奥 原 正 司
常任理事・直前税制委員長 小 林 桂 三	常任理事・直前青年部長 大 月 清 光	常任理事・総務副委員長・深志部会長 倉 科 晶 夫	常任理事・西北部会長 田 中 幸 一	理事・上土部会長 (株) 増 田
理事・今町・六九部会長 矢ヶ崎 良 威	理事・伊勢町部会長 土 屋 忠 史	理事・中央部会長 手 塚 勝 彦	理事・本庄部会長 市 川 興 一	理事・白板部会長 竹 本 純 夫
理事・城東部会長 一 志 誠	理事・北部部会長 清 澤 淨	理事・南松本部会長 佐 藤 古 寿	理事・本郷部会長 山 崎 圭 子	理事・寿部会長 小 林 政 美
理事・西部部会長 吉 澤 隆 夫	理事・南西部会長 中 島 敬 夫	理事・三郷部会長 降 幡 真	理事・筑北部会長 佐 藤 郁 男	理事・安曇部会長 宮 本 孝 幸
理事・梓川部会長 野 島 富 治 男	理事・堀金部会長 猪 又 孝 夫	理事・朝日部会長 福 岡 進	理事・山形部会長 小 野 貴 義	理事・奈川部会長 奥 原 宏 幸
理事・上高地・白骨温泉旅館部会長 上 條 敏 昭	理事・農協部会長 鮎 沢 甲 一 郎	理事・研修副委員長 塩 原 悟 文	理事・組織副委員長 清 水 是 昭	理事・税制副委員長 赤 羽 勝 巳
理事・厚生副委員長 高 橋 治 美	理事・青年部副部長 吉 田 賢 司	理事・女性部副部長 忠 地 恵 子	運営審議員(今町・六九) 落 沢 正 紀	運営審議員(中央) 太 田 昌 良
運営審議員(深志) 甕 奉 邦	運営審議員(本庄) 横 内 義 明	運営審議員(白板) 折 井 哲 朗	運営審議員(東部) 新 井 卷 好	運営審議員(北部) 小 松 伸 好
運営審議員(芳川) 降 旗 宏 行	運営審議員(寿) 橋 詰 修	運営審議員(南部) 丸 谷 義 一	運営審議員(南西) 岡 野 敏 明	運営審議員(南東) 林 勇 次
運営審議員(塩尻) 中 村 文 則	運営審議員(塩尻) 永 島 清 貴	運営審議員(塩尻) 浜 行 雄	運営審議員(豊科) 下 山 邦 雄	運営審議員(豊科) 小 川 原 淨
運営審議員(穂高) 会 田 恵 司	運営審議員(穂高) 菅 澤 一 隆	運営審議員(川手) 望 月 宣 治	運営審議員(川手) 瀧 澤 正 基	運営審議員(波田) 深 澤 直 久
運営審議員(三郷) 久 根 下 直 敏	運営審議員(筑北) 瀧 澤 義 文	運営審議員(安曇) 上 條 匡 彦	運営審議員(梓川) 保 高 猛 一	運営審議員(堀金) 小 松 正 廣
運営審議員(朝日) 渡 辺 一 也	運営審議員(山形) 清 水 敏 昭	運営審議員(奈川) 高 宮 善 郎	監事 斉 藤 一 郎	監事 宮 本 潔
監事 井 伊 剛	事務局一同			

あけましておめでとうございます

謹賀新年

大同生命は「法人会の経営者大型総合保障制度」を通じて、
引き続き、会員のみなさまに大きな安心をお届けしてまいります。
本年もよろしくお願ひ申し上げます。



DAIDO 大同生命

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

迎春

私どもAIU損害保険株式会社は
法人会 福利厚生制度の『ビジネスガード』シリーズを通じて
会員企業の皆様にリスクソリューションを通じたサポートを
お届けしてまいります。
本年も何卒ご愛顧の程 宜しくお願ひ申し上げます。



AIU損害保険株式会社 松本支店
長野県松本市深志2-5-26 松本第一ビル7F
TEL 0263-35-1933



法人会のビジネスガード
Business Guard



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とそのご家族の皆様
に安心をお届けしてまいります。
本年も何卒
よろしくお願ひ申し上げます。

平成二十八年

謹賀 新年

〈引受保険会社〉 **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社)
長野支社 〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7新正和ビル4F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00~17:00 (土日祝日除く)

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

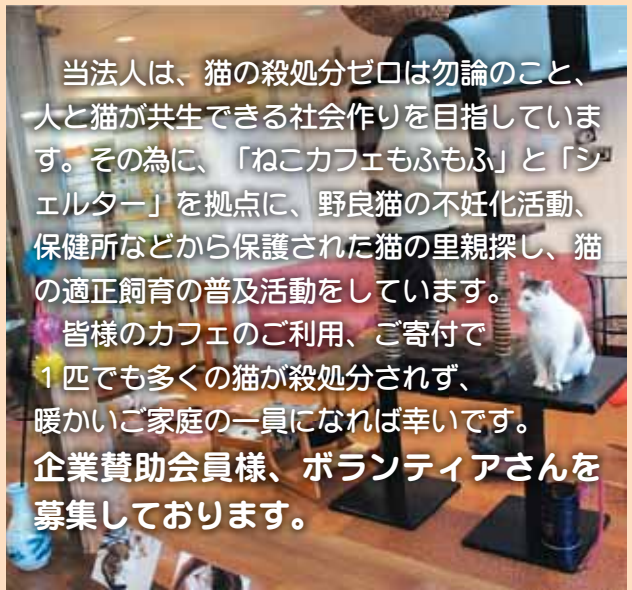
CD 録音機
デジタルのイラスト
デジタルカメラ
デジタルカメラ
素材を組み合わせて
一般社団法人 松本法人会
めざまし企業の
繁栄と社会への貢献
一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大岡生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

ねこカフェ もふもふ

猫の殺処分ゼロを目指して!



当法人は、猫の殺処分ゼロは勿論のこと、人と猫が共生できる社会作りを目指しています。その為に、「ねこカフェもふもふ」と「シェルター」を拠点に、野良猫の不妊化活動、保健所などから保護された猫の里親探し、猫の適正飼育の普及活動をしています。

皆様のカフェのご利用、ご寄付で1匹でも多くの猫が殺処分されず、暖かいご家庭の一員になれば幸いです。

企業賛助会員様、ボランティアさんを募集しております。

ねこカフェもふもふ (一般社団法人もふもふ堂)

〒390-0833 松本市双葉24-13 2F
☎0263-28-7299
営業時間 11:00~20:00 不定休
URL www.mofumofudou.com
E-mail neko@mofumofudou.com



J R 松本駅 4 K デジタルサイネージ



松本駅改札通路にデジタルサイネージ(タッチパネル式観光案内板)が設置されました。市内観光地の紹介等多言語対応。4Kテレビの画面は明るく高精細で立体感があり、当所の人気観光地である松本城や上高地に映える空までも臨場感があり美しい映像を提供しています。(川船昌子編集委員)

で立体感があり、当所の人気観光地である松本城や上高地に映える空までも臨場感があり美しい映像を提供しています。(川船昌子編集委員)

投稿

川柳コーナー
目・耳・口
猿ではすまぬ
育児中
選挙権
得ますがまだよ
酒たばこ
忘れずに
お礼もしなきゃ
初詣
新米

あながき

南米ペルーの山脈の断崖絶壁に何故かカプセル状の部屋が……。中米コスタリカにも高い木の上に豪華なツリーハウス。引き潮の時に現れる美しい砂の上にテールセッティングされ美味しい料理が提供されます。周りには透き通るような青い海と空だけ……。こんな大自然の中で高級ホテル並みのサービスが受けられる新しいキャンプのスタイルを「グランピング」+「キャンピング」で「グランピング」ということで今世界中で人気があるようです。

ツアー企画会社が女性50名に「キャンプは好きですか?」と質問をしたところ、「嫌い」と答えた人も少なからずいたそうです。が、「ホテル並みに贅沢なキャンプであれば行ってみたい!」と皆さん答えたそうです。こうしたニーズからグランピングは生まれたのでしょうか。

カナダには氷だけで出来たホテルもあると聞きました。そう言えば昔、雪でかまくらを作って、その中でわた入れ半纏を着て焔炉でお餅を焼いている風景がありましたね、そんな情緒溢れる日本の冬。

(川船)
(本号編集委員...
川船昌子、
大沢利充)

注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390 0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35 8080
FAX(0263)36 0839
編集人 塚田哲夫
(毎月1回1日発行)
(定価 1部50円)
印刷所 信州印刷株式会社

